

# Sasanami & Partners

笹浪総合法律事務所



笹浪総合法律事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング4階402号室  
TEL: 03-6213-0511 FAX: 03-6213-0512 MAIL: office@sasanami-law.com  
URL <http://www.sasanami-law.com>

2022

Winter

No. 11



## 改正個人情報保護法施行への対応

神奈川県個人情報保護審査会会長  
顧問・東海大学名誉教授

玉巻 弘光

2020年と2021年に大幅な改正が行われた個人情報の保護に関する法律が本年4月1日から施行されることはマスメディアにより度々大きく伝えられていますが、皆様のところでは、法施行に向けた体制整備はどの程度進んでいますでしょうか。

個人情報取扱事業者にとって重要と思われる改正の要点は概ね次の6点にまとめることが出来ます。

- 1 個人の権利の在り方の明確化
- 2 事業者の守るべき責務の在り方の厳格化
- 3 事業者による自主的な取組を促す仕組みの追加的整備
- 4 データ利活用への在り方
- 5 罰則の厳重化(令和2年12月12日施行済み)
- 6 法の域外適用・越境移転の在り方

これらの改正の概要は、  
こちらから見る事ができます。

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200612\\_gaiyou.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/200612_gaiyou.pdf)



改正個人情報保護法の適用にかかる詳細なガイドラインやQ&Aはこちらに掲載されています。

<https://www.ppc.go.jp/> (個人情報保護委員会のサイト)

本コラムでは、これら改正点のうち、事業者が法施行までに整えなければならない主要なポイントについてご紹介いたします。

**1** 「保有個人データ」の範囲について、保有期間の限定がなくなり、たとえ短期保有するだけでも保有個人データに該当することとなり、本人からの開示・利用停止等の請求対象となります。

**2** 事業者はプライバシーポリシー(個人情報保護方針)の公表という形で、個人情報保護法が求める個人情報の利用目的などの公表に対応してきていますが、今回の改正により公表等が求められる項目が増え、また内容が詳細化されました。現状のプライバシーポリシーが改正法に適合しているかどうか、下記のような項目について点検し、不十分な場合、補訂する必要があります。

例えば、個人情報の利用目的については、具体的で本人にとって分かりやすいものとなるよう「できる限り特定しなければならない」ものとされ、単に『お客様のサービスの向上』等のような抽象的、一般的な内容を利用目的とすることは、「できる限り具体的に特定」したことはならないとされました(Q&A A2-1)。個人情報取扱事業者の表示についても、氏名又は名称のほか、「住所」、「代表者名」や、保有個人データの安全管理のために講じている措置も追加されました。オプトアウトによる個人データの第三者(子会社も第三者)提供を行う場合についても、同様に通知項目が増えました。

**3** 本人からの開示・利用停止・消去等の請求の範囲が拡大され、漏洩等が発生した場合や個人の利益または正当な利益が害されるおそれがある場合にも開示義務が課されることとなりました。また、開示方法については、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようになりました。

例えば、A社の顧客の取引データがA社から漏洩した場合、当該顧客はA社に対し保有する全ての自己情報の消去等を求めることができ、A社は原則としてこれに応じなければなりません。A社が、安全管理措置を講じておらず、自己情報を不適切に取り扱っているのではないかと疑念を抱いた顧客から、自己に関する全ての保有個人情報の電子データでの開示を求められたような場合も同様です。

そのため、本人からの開示・利用停止等の請求があった場合の審査や開示等の方法の見直しを行う必要があると考えられます。

**4** 上記②のとおり、安全管理措置の公表が追加されましたが、講じるべき具体的な措置の内容は法定されていません。ガイドライン通則編の8やQ&A通則編のA7-1では、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、技術的安全管理措置として、詳細に定められています。

なお、安全管理措置で盲点になりがちな点として、情報処理を外部委託している、クラウドを利用しているといったときに、社外で起きる漏洩等の問題があります。委託等契約の内容を個人情報保護法の基盤から点検する必要があります。

**5** 個人の権利利益を害するおそれ大きい漏洩等の事態が生じた際の個人情報保護委員会への報告及び本人への通知の義務化が行われました。事業者内(委託先等を含む)において、漏洩等の事故情報が速やかに集約されるシステムが構築されていなければ、適時に報告通知を行うことは困難ですから、すべての関係組織が情報漏洩事故を覚知した場合には、速やかに特定の一カ所の部署に事実を確実に報告し、当該覚知部署限りの対応を試みることをしないよう、内部ルールを定めておく必要があるでしょう。

来年4月に向けて社内体制の点検が必要となる主要な項目について概観しましたが、これに限らず、例えば、個人情報の国家間移転規制は、内国事業しか営んでいなくとも、委託先や利用クラウド事業者が海外からサービスを提供している場合、当該規制対象となることがあり得ることから、自社の取り扱っている個人情報のいわゆる棚卸を行い、改正法令に適合した取り扱いをしているかどうか、総点検を行うことが望ましいと考えます。

最後に、今回は個人情報利用に対する規制面をとりあげましたが、仮名加工情報という概念が取り入れられたことにより、自社内で個人データを仮名化しビッグデータとして自社内で活用することが可能になったということも指摘しておきたいです。

改正法対応に関する問題がございましたら、当事務所にご相談くださいますよう、お願いいたします。



## 3年間の司法研修所教官を終えて

弁護士 横田 高人

私は、令和3年4月までの3年間、最高裁判所司法研修所で、民事弁護教官を務めておりました。今回は、司法修習生と研修所教官の生活について、簡単に紹介をさせていただきます。

### 1 修習生の生活

現在の司法修習の期間は1年間です。司法試験の合格発表後、修習生は12月に和光市にある司法研修所にて3週間の導入修習を受け、その後、予め決められた全国の各修習地にて分野別実務修習(裁判、検察、弁護の各修習)を受けます。後半は、2班に分かれ、司法研修所での6週間強の集合修習及び各修習地での選択型実務修習を受け、最後に、司法研修所での考試(通称二回試験)に合格すると、晴れて各法曹(裁判官、検察官、弁護士)となります。

### 2 修習期間中の教官の生活

教官が修習生と直接触れ合うのは、上記導入修習と集合修習の期間中です。大きくは、修習生に予め答案作成をさせ採点した訴状や準備書面の内容に基づいた講評と、契約・法律相談・立証・和解条項等との、弁護士としての基本動作を扱う講義や演習があります。民事「弁護」教官なので、弁護士が何を考えて仕事をしているかをいつも念頭に置いて話をします。具体的には、自分が代理人を務める一方当事者(=お客様)の視点に立って事案を見て、裁判官を説得するための主張を構築し、自ら証拠を収集するのが弁護士の仕事であるということを繰り返し話します。

通常の研修所での講義は、階段教室(扇形のすり鉢状)で1クラス約65人の修習生を前に、パワーポイントのスライドを映して行いますが、昨今のコロナ禍の中、研修所にもオンライン



修習の波が押し寄せました。私は、誰もいない階段教室の教壇で、パソコンに向かって講義をし、修習生は各修習地にとどまったまま、自分のパソコンで聴講をします。講義そのものはリアルとほぼ遜色なく行えたとはいえ、修習生同士、修習生と教官の生のつながりが激減したことは大変残念でもありました。

### 3 修習期間以外の教官の生活

修習期間以外でも、教官は、修習生に出題する起案(実際の事件を題材にした修習用の記録を毎年新たに作ります)や各講義の準備のため、民事弁護教官室(全部で20名前後)での合議やカリキュラムごとに編成される小委員会(最後の1年間はオンラインでした)に臨みます。各教官が役割分担して、膨大な修習生配布資料や内部資料を作成した上で、小委員会、合議で内容につき吟味し密度の高い議論を重ねます。

弁護教官は、通常の弁護士業との兼任ですので、各所属法律事務所での弁護士業務に加えて、教官としての仕事を行います。

### 4 3年間の教官生活の中で学んだこと

もともと教官としての仕事に興味があり、望んで教官に就任した私としては、この3年間は忙しいながらも楽しく過ごすことができました。4クラス合計約260名の法曹養成に関与できたことは、私の弁護士人生における貴重な経験かつ財産となりました。また、修習生に講義をすることで、弁護士としての基本動作やものの考え方、書面等作成のノウハウについて、私自身改めて気づかされたことも多く、大変有意義な3年間でした。今後は教官として学んだことを存分に活かして、日々の業務に取り組んでいきたいと思っています。